

徳島県告示第七十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第一項及び第二項の規定に基づき、令和四年徳島県告示第二百四十六号（徳島県保健医療計画を変更した件）をもって公示した徳島県保健医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県保健福祉部医療政策課及び徳島県保健所に備え置いて縦覧に供する。）